

令和 7 年度 I T 人材採用力強化事業 仕様書

1 業務名

I T 人材採用力強化事業

2 事業の目的

全国的に I T 人材需要が高まる中、2030 年には国内で約 45 万人の I T 人材が不足すると予測されている。北海道内の業界団体の調査でも、I T 人材不足は最大の経営課題とされており、企業の持続的成長と競争力の維持には早急な対応が求められている。

こうした状況のもと、札幌市内の I T 企業でも、即戦力人材の採用における競争が年々激化し、限られた人材を巡る採用活動は一層困難になっている。首都圏に比べて人材の流動性が低く、転職希望者も少ないため、採用母集団の形成や人材の定着、内定辞退の防止といった課題が慢性化している。

多くの企業がこれらの共通課題を抱えているが、その背景には、最新の転職市場動向や他社の成功事例に触れる機会が十分に得られていないことや、人事担当者同士の横のつながりや情報交換の場が不足していることが一因として挙げられる。

そこで本事業では、I T 人材の採用手法や転職市場の動向をテーマとしたセミナー、各企業が抱える課題や成功事例等を共有するグループコンサルティング、市内 I T 企業の人事担当者同士をつなぐ交流会を開催する。

これらの取組を通じて業界全体の採用力を高め、市内企業の I T 人材採用力を強化し、安定的かつ継続的な人材確保を実現することを目的とする。

3 業務内容

(1) 採用力強化セミナーの企画・運営

ア 実施内容

市内企業における I T 人材採用、特に苦戦している即戦力人材（中途人材）の採用を安定的に実現することを目指し、採用力強化に資するセミナーを企画し、講演を行うこと。講演内容については、受託者からの提案に基づき、委託者と協議の上、決定する。

【講演の例】

- ・「札幌・北海道における即戦力 I T 人材の採用戦略」
- ・「即戦力 I T 人材の応募が集まる企業の魅力づくりと発信術」
- ・「“ミスマッチゼロ”を目指す中途採用プロセス改革」
- ・「従来型求人に頼らない即戦力人材へのリーチ手法とその実践事例」

- ・「中途人材の定着率を高める！働き続けたいくなる職場づくりと育成施策」
…等

- イ 実施時期 提案による。
- ウ 実施回数 1～2回程度
- エ 開催形式 対面・オンラインでのハイブリッド開催を原則とする。
- オ 参加対象者 即戦力 I T 人材を採用しようとしている市内 I T 企業
- カ 参加料 無料
- キ 録画データ

開催した内容を W E B ページ等にアーカイブを残すなどして、参加できなかった者も視聴できるように配慮すること。

(2) グループコンサルティングの開催

ア 実施内容

採用に関して悩みを抱える企業を複数集め、専門家とグループを組み、専門家が中心となって各社が抱える課題について話し合いながら解決策を導くグループコンサルティングを実施すること。なお、参加する企業に対して、事前アンケートを実施し、適切なアドバイスができる専門家を選定すること。

また、参加する企業同士の接点創出及び情報交換を目的として、グループコンサルティングとあわせて、参加する企業同士の交流会を設定すること。

実施内容については、受託者からの提案に基づき、委託者と協議の上、決定する。

- イ 実施時期 提案による。
- ウ 実施回数 1～2回程度
- エ 開催形式 対面
- オ 支援対象者 即戦力 I T 人材を採用しようとしている市内 I T 企業
- カ 参加料 無料

(3) セミナー及びグループコンサルティングの広報及び参加企業の取りまとめ

ア W E B ページ

本イベントの告知及び募集は、委託者が札幌市エレクトロニクスセンターHP (<https://www.elecen.jp/>) に事業告知用のページ等を用意する。なお、開催概要、募集要領、参加申込フォーム等は、受託者にて用意すること。

イ 申込時取得情報

氏名、所属会社名、業種、連絡先、過去の I T 人材採用実績、その他委託者が必要とする情報

ウ 広報活動

委託者、市内の関係業界団体等と連携し、ダイレクトメールやメルマガ、SNS等を活用して広く周知ができるようにすること。

(4) アンケート実施、集計

セミナー及びグループコンサルティングの実施内容について、アンケートを集計して報告すること。

質問項目、アンケート手法等については、受託者からの提案に基づき、委託者と協議の上、決定する。

4 K P I

セミナー及びグループコンサルティングの参加人数 累計 50 人以上

5 実施報告書

受託者は、上記業務終了後、各事業の概要、結果等についての実施報告書を提出期限までに提出すること。なお、実施報告書には効果、改善点、課題等を含めることとし、具体的な効果検証を図ることができる様式とすること。

提出期限：令和8年3月13日（金）

6 秘密保持

- (1) 委託者は、提案者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選考以外の目的で使用しない。
- (2) 受託者は、本業務に関し、委託者から受領又は閲覧した資料等を委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た委託者及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、事業への参加者に係る個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得たうえで実施することとし、個人情報を取扱う際には、別記の個人情報取扱注意事項を守ることとする。

8 履行期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

9 その他-

- (1) 委託者は、必要に応じて事業実施状況について随時報告を求めることができる。
- (2) 本業務の履行にあたって、申し込み及び問い合わせについては、原則として受託者が対応することとする。また、クレームが発生した場合も、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、委託者に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に委託者へ報告すること。
- (3) 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行うもの1名を配置すること。
- (4) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、承認を受けること。また、業務全般に関しては、最終的に委託者との協議のうえ、決定すること。
- (5) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定すること。
- (8) 受託者は、委託者が成果物等を広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律48号）第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。なお、本事業に係るチラシ・ポスター等の広報物を制作する場合は、必ず、委託者の事前校正を受けること。
- (9) 受託者は、成果物等が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。
- (10) 受託者は、成果物等が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引き渡し時に委託者に無償で譲渡すること。
- (11) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害する者でないことを委託者に対して保証すること。
- (12) 成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、

かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

以 上

別記 個人情報取扱注意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（目的外使用の禁止）

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。